

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 23 年度
計画主体	三 股 町

## 三 股 町 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

<連絡先>

担当部署名:三股町役場 産業振興課 農林整備係

所在地:宮崎県北諸県郡三股町五本松1-1

電話番号:0986-52-1111

FAX 番号:0986-52-4944

メールアドレス: mituo-f@town.mimata.miyazaki.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・タヌキ・カラス・ドバト
計画期間	平成 24 年度～平成 26 年度
対象地域	宮崎県北諸県郡三股町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状(平成 22 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	イモ類	1.7ha	103 千円
	麦類	0.2ha	10 千円
	雑穀	0.2ha	20 千円
	果樹	0.4ha	60 千円
	イネ	1.06ha	140 千円
<b>計</b>		<b>3.56ha</b>	<b>333 千円</b>
サル	果物	0.2ha	10 千円
<b>計</b>		<b>0.2ha</b>	<b>10 千円</b>
カラス	雑穀	1.3ha	5 千円
	イネ	20ha	50 千円
	野菜	1ha	8.5 千円
<b>計</b>		<b>22.3ha</b>	<b>63.5 千円</b>
ドバト	雑穀	11.2ha	55 千円
	その他(倉庫)	-	38.5 千円
<b>計</b>		<b>11.2ha</b>	<b>93.5 千円</b>
タヌキ	その他(配合飼料)	-	1 千円
<b>計</b>		<b>-</b>	<b>1 千円</b>

### (2) 被害の傾向

#### ・イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生しており、8～10 月における水稻被害を中心に、野菜(筍・サトイモ)・果樹及び樹木(栗・スギ・ヒノキ・クヌギ等)・飼料(トウキビ・ソルゴー等)への食害が発生している。特に田植え時期と稲の刈り入れ時期等に被害が多くなっている。被害区域は、町全域に広がっており、どの地区においても水稻及び飼料被害がある。生息数については、被害状況から判断しても、大きな増減はないと思われる。

#### ・サル

はぐれサルによる被害は年に数回ではあるが、野菜(タマネギ・ジャガイモ)・果樹(カキ・クリ)に被害が出ている。(サルの群れは確認されてない。)

#### ・タヌキ

タヌキによる被害は、畑の飼料(トウモロコシ)や牛舎等内の餌の食い荒らしにより、餌の食い渋りなどの被害がある。近年、牛舎等の周辺に住みついて繁殖しており、被害の増化が見込まれている。

#### ・カラス・ドバト

カラス・ハトによる被害は年間を通して、田植え時期の水稻被害及び播種時期の飼料(トウモロコシ・ソルガム等)への食害が発生している。又、ドバトの糞による製品の毀損や、健康への被害など多様化する傾向にある。

### (3) 被害の軽減目標

指標		現状値(平成 22 年度)		目標値(平成 26 年度)	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	イモ類	1.7ha	103 千円	1.3ha	77 千円
	麦類	0.2ha	10 千円	0.15ha	7 千円
	雑穀	0.2ha	20 千円	0.15ha	15 千円
	果樹	0.4ha	60 千円	0.31ha	45 千円
	イネ	1.06ha	140 千円	0.8ha	105 千円
<b>計</b>		<b>3.56ha</b>	<b>333 千円</b>	<b>2.71ha</b>	<b>249 千円</b>
サル	果物	0.2ha	10 千円	0.15ha	7.5 千円
<b>計</b>		<b>0.2ha</b>	<b>10 千円</b>	<b>0.15ha</b>	<b>7.5 千円</b>
カラス	雑穀	1.3ha	5 千円	1.05ha	4 千円
	イネ	20ha	50 千円	16.4ha	40 千円
	野菜	1ha	8.5 千円	0.82ha	6.9 千円
<b>計</b>		<b>22.3ha</b>	<b>63.5 千円</b>	<b>18.27ha</b>	<b>50.9 千円</b>
ドバト	雑穀	11.2ha	55 千円	9.2ha	44.6 千円
	その他(倉庫)	-	38.5 千円	-	31.2 千円
<b>計</b>		<b>11.2ha</b>	<b>93.5 千円</b>	<b>9.2ha</b>	<b>75.8 千円</b>
タヌキ	その他(配合飼料)	-	1 千円	-	0.5 千円
<b>計</b>		<b>-</b>	<b>1 千円</b>	<b>-</b>	<b>0.5 千円</b>
<b>合計</b>		<b>37.28ha</b>	<b>501 千円</b>	<b>30.33ha</b>	<b>383.7 千円</b>

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可 有害鳥獣捕獲班の編成 (銃器・わなを用いての駆除) 有害鳥獣捕獲活動に対し て補助金を交付	狩猟者の高齢化による捕獲班員 及び能力の減少 後継者の育成が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシによる農作物被害 が多く発生している地域に おいて、鳥獣保護区被害防 止対策事業補助金を活用 し、田畑に電気柵の設置を 実施。	中山間部の防護施設の整備が完 全ではないため、栗園や山間部 の農地に対する施設整備が必要 である。また、有害獣の温床とな っている耕作放棄地の刈り払い 等、住民に対する啓発活動が課 題となっている。

### (5) 今後の取組方針

- ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。
- ③周辺市町村と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲に従事する駆除隊継承者の育成対策を講じる。
- ⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

三股町猟友会において三股町有害鳥獣駆除隊 4隊(長田班・獣班・鳥班・わな班)を組織し有害鳥獣捕獲を実施する。協議会は、助成金を交付。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト	三股町有害鳥獣駆除隊及び宮崎県猟友会都城支部三股会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
24年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト	三股町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
25年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト	三股町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、サル狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部三股会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績及び被害状況を踏まえて、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を参考に、捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	45頭	50頭	50頭
サル	2頭	2頭	2頭
カラス	200羽	300羽	300羽
ドバト	100羽	150羽	150羽
タヌキ	5匹	5匹	5匹

##### 捕獲等の取組内容

協議会により組織した有害鳥獣捕獲班の活動支援の継続。有害鳥獣捕獲班による銃器・ワナによる有害捕獲を実施。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三股町全域	狩猟鳥獣

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イノシシ	電気防護柵 40基	電気防護柵 40基	電気防護柵 40基

##### (2) その他被害防止に関する取組

取組内容
地域住民や農業者に対して、侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及、追い上げ・追い払い活動、被害防止に関する知識の普及等を引き続き行う。また鳥獣が生育しにくい環境を維持するために、耕作放棄地の草払いや、被害の受けにくい作物の検討を行う。

#### 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

##### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三股町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
三股町産業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
三股町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
宮崎県北諸県農林振興局	鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
都城農業協同組合 都城農業共済組合	農作物被害の把握及び被害防止対策を支援する。
都城森林組合	造林木被害の把握及び被害防止対策を支援する。

##### (2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
三股町有害鳥獣駆除隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。

##### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

##### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心とした被害が多発しているため、被害防護施設の設置等を推進していくことが重要である。
--

#### 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。また、イノシシについては、食肉としての利活用を目指していきたい。
--

#### 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町との連携を密にして情報の共有化を図る。
------------------------------